

○函館工業高等専門学校外部評価委員会規程

令和4年12月1日

函高専達第6号

函館工業高等専門学校外部評価委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、自己点検・評価に関する規程(平成20年2月19日函高専達第19号。)第10条第2項の規定に基づき、外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本校の運営及び教育・研究活動等の状況について評価及び提言を行い、本校の教育・研究並びに学校運営に関して、より一層の発展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ、本校の充実発展に関心と理解のある学外者のうちから、校長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は会議の議長となるとともに、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、毎年度必要に応じて委員長が開催する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、委員の任期を2年未満とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則(令和4年12月1日函高専達第6号)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校運営協議会規程(令和2年11月9日, 函高専達第6号)は廃止する。